

別表第2 (第14条関係)

種別	金額			
			ア	イ
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、着陸 1 回ごとに、次に掲げる金額の合計額			
	(1) 航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
		25 トン以下の重量については、1 トンごとに	1,188 円	1,100 円
		25 トンを超え 100 トン以下の重量については、1 トンごとに	1,620 円	1,500 円
		100 トンを超え 200 トン以下の重量については、1 トンごとに	1,836 円	1,700 円
		200 トンを超える重量については、1 トンごとに	1,944 円	1,800 円
		(2) 航空機の騒音値を相加平均して得た値(当該値に 1EPN デシベル未満の端数があるときは、当該端数は、1EPN デシベルとして計算する。)から 83EPN デシベルを減じた値 1EPN デシベルにつき	3,672 円	3,400 円
	2 ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機については、着陸 1 回ごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額			
		(1) 6 トン以下の航空機については、当該重量に対し	1,080 円	1,000 円
		(2) 6 トンを超える航空機		
	6 トン以下の重量	756 円	700 円	

			については、当該重量に対し		
			6 トンを超える重量については、1 トンごとに	637 円 20 銭	590 円
停留料	停留時間 24 時間までごとに、航空機の重量を次の各級に区分して順次に各料率を適用して計算した金額の合計額				
		(1) 23 トン以下の航空機			
			3 トン以下の重量については、当該重量に対し	874 円 80 銭	810 円
			3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し	874 円 80 銭	810 円
			6 トンを超え 23 トン以下の重量については、1 トンごとに	32 円 40 銭	30 円
		(2) 23 トンを超える航空機			
			25 トン以下の重量については、1 トンごとに	97 円 20 銭	90 円
			25 トンを超え 100 トン以下の重量については、1 トンごとに	86 円 40 銭	80 円
		100 トンを超える重量については、1 トンごとに	75 円 60 銭	70 円	

備考

- 1 「重量」とは、航空機の最大離陸重量をいう。
- 2 重量が 1 トン未満があるときは 1 トンとし、重量が 1 トンを超える場合において 1 トン未満の端数があるときは、当該端数は、1 トンとして計算する。
- 3 「航空機の騒音値」とは、国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）の附属書 16 に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音

値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値）をいう。